

経 済 産 業 省

20230512貿局第1号
輸入注意事項2023第8号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年5月26日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」等の一部改正について

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について（輸入注意事項 10 第 36 号(H10.3.4)）

改 正 案	現 行
1～5 （略） 6 「3※銀行等、<u>資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等</u>記載欄」は、外国為替及び外国貿易法第 17 条第 1 項第三号の規定に基づく外国為替令第 7 条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。 (1) （略） (2) 「銀行等、<u>資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等</u>確認欄」には、外国為替決済に関する証明銀行名等を記載するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であって、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれている銀行が異なる場合には、次の例に従って証明銀行が記載すること。 （略） 7 （略）	1～5 （略） 6 「3※銀行等<u>又は資金移動業者</u>記載欄」は、外国為替及び外国貿易法第 17 条第 1 項第三号の規定に基づく外国為替令第 7 条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。 (1) （略） (2) 「銀行<u>又は資金移動業者</u>確認欄」には、外国為替決済に関する証明銀行名等を記載するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であって、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれている銀行が異なる場合には、次の例に従って証明銀行が記載すること。 （略） 7 （略）

「決済通貨等の取扱いについて」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○決済通貨等の取扱いについて（輸入注意事項34第3号（S34. 1. 31））

改 正 案	現 行
1～3 （略） 4 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)及び <u>輸入貿易管理令別表第1第1号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物（平成12年通商産業省告示第789号）</u> において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、 <u>輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（令和4年5月9日付け20220425貿局第2号）</u> に定めるところにより行うものとし、契約締結日の属する期間の相場により行う。	1～3 （略） 4 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)及び <u>輸入貿易管理令別表第1第1号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第789号）</u> において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、 <u>輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（平成12年12月28日付け平成12・12・15貿局第3号）</u> に定める <u>相場を用いて</u> 行うものとし、契約締結日の属する期間の相場により行う。